

令和 2 年 8 月 5 日

(令和 2 年 1 1 月 1 日更新)

出入国在留管理庁

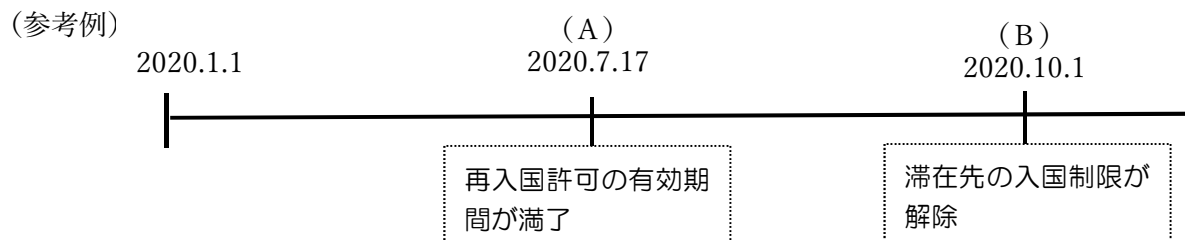
新型コロナウイルス感染症の影響により特例的な永住許可の取扱いの対象となる方の再入国許可の有効期間について（具体例）

1 対象となる再入国許可の有効期間の範囲

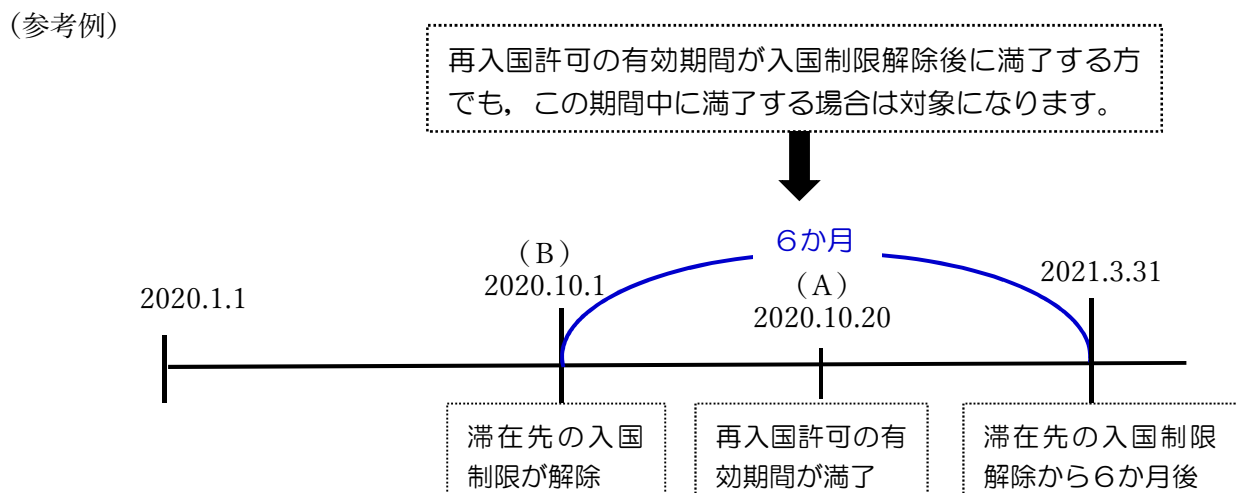
みなし再入国許可（再入国許可を含む。）の有効期間の満了日（A）が、2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日（B）の~~1か月後~~**6か月後**まで
(令和 2 年 1 1 月 1 日に対象となる期間を延長しました。)

2 具体例

例① : 滞在先の入国制限が解除された日（B）より前にみなし再入国許可（再入国許可含む。）の有効期間（A）を満了した → **対象になります**

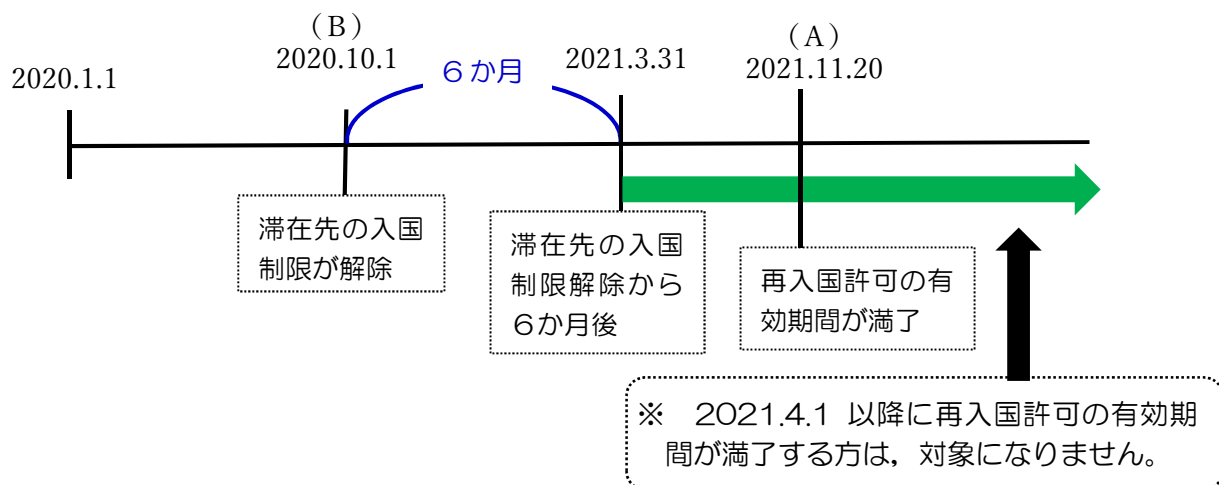


例② : 滞在先の入国制限が解除された日（B）の~~1か月後~~**6か月後**までの間にみなし再入国許可（再入国許可含む。）の有効期間（A）を満了した
→ **対象になります**



例③ : みなし再入国許可（再入国許可含む。）の有効期間の満了日（A）が、滞在先の入国制限が解除された日（B）の~~1か月後~~6か月後を超えている
→ 対象になりません

（参考例）



例④ : 2020年1月1日より前にみなし再入国許可（再入国許可含む。）の有効期間（A）を満了した
→ 対象になりません

（参考例）

